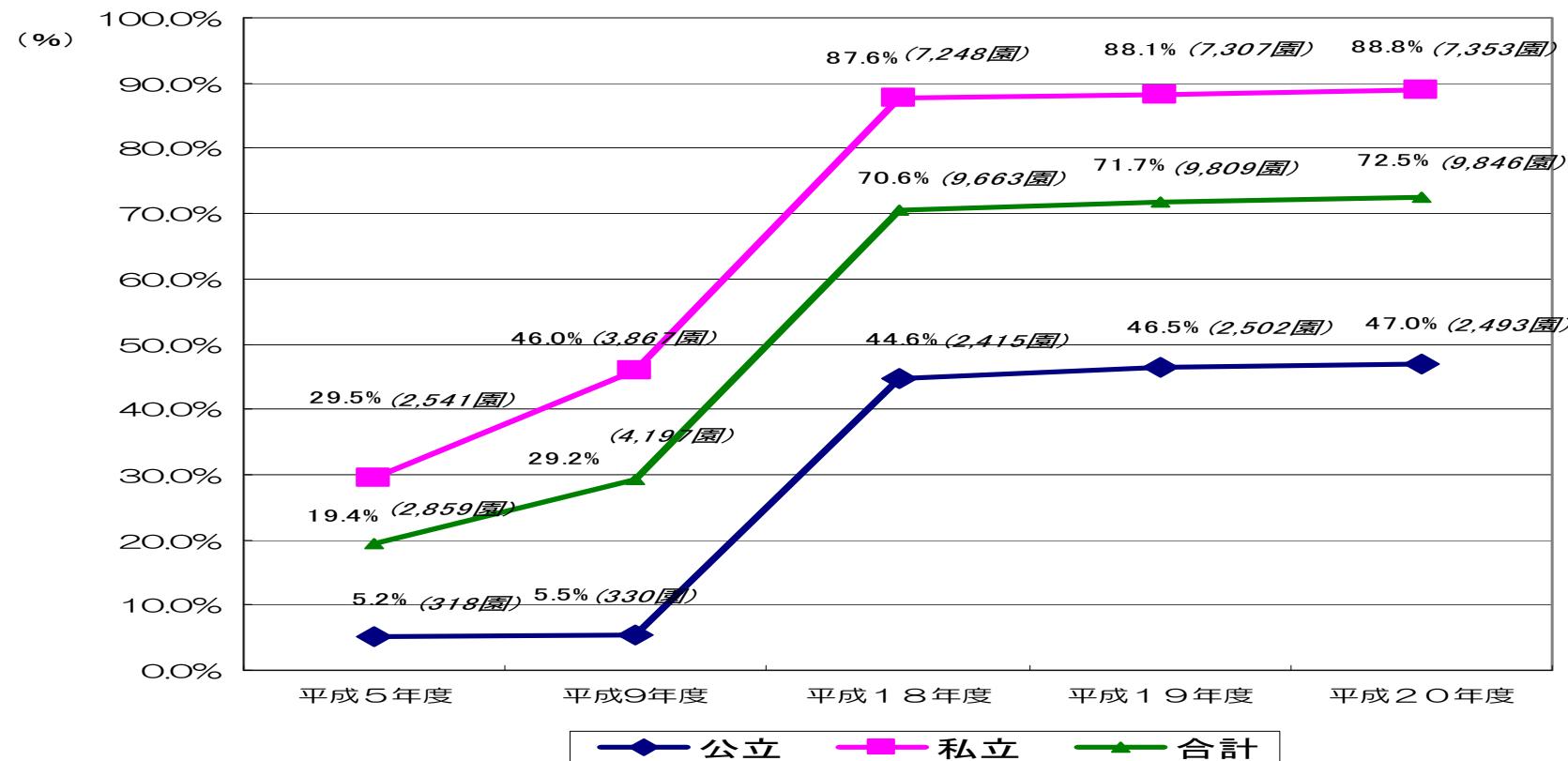


預かり保育に関する実施状況

(文部科学省調べ：平成20年度実績)

- 預かり保育を実施している幼稚園は全体の72.5%

預かり保育の実施率

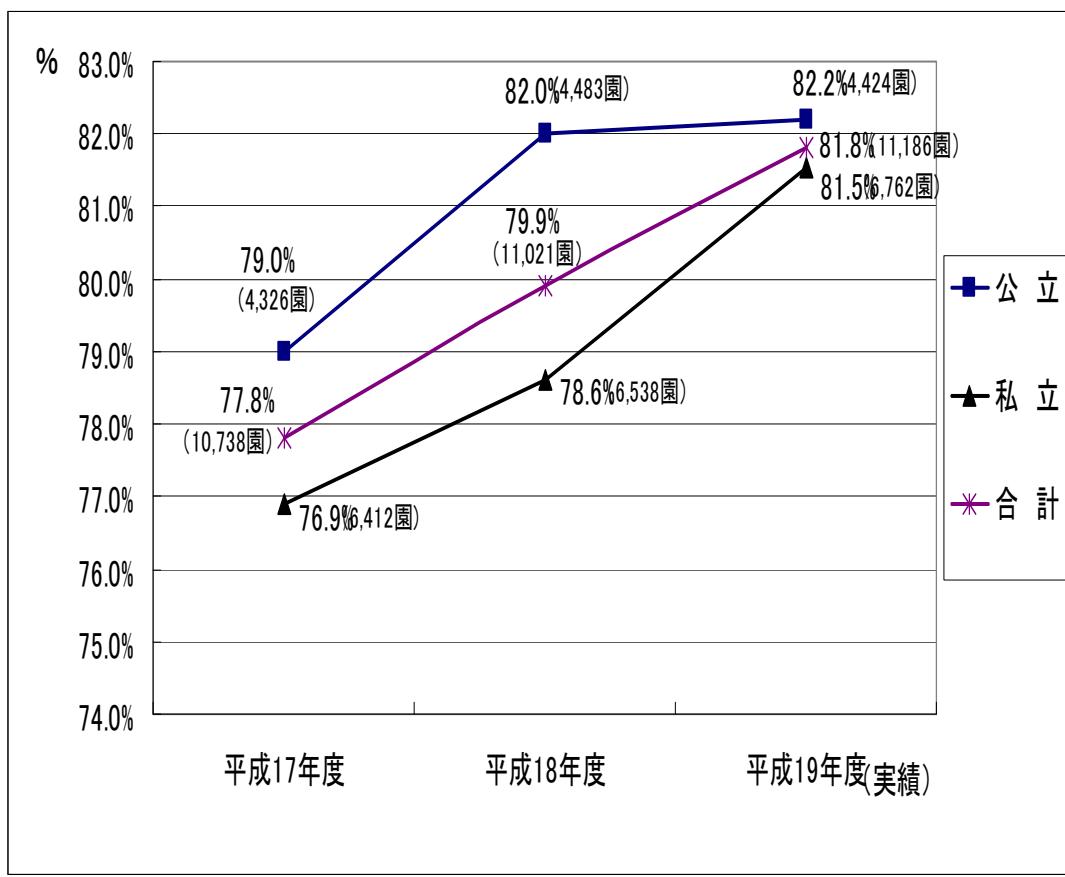


幼稚園における子育て支援事業実施状況(預かり保育を除く)

(文部科学省調べ：平成19年度実績)

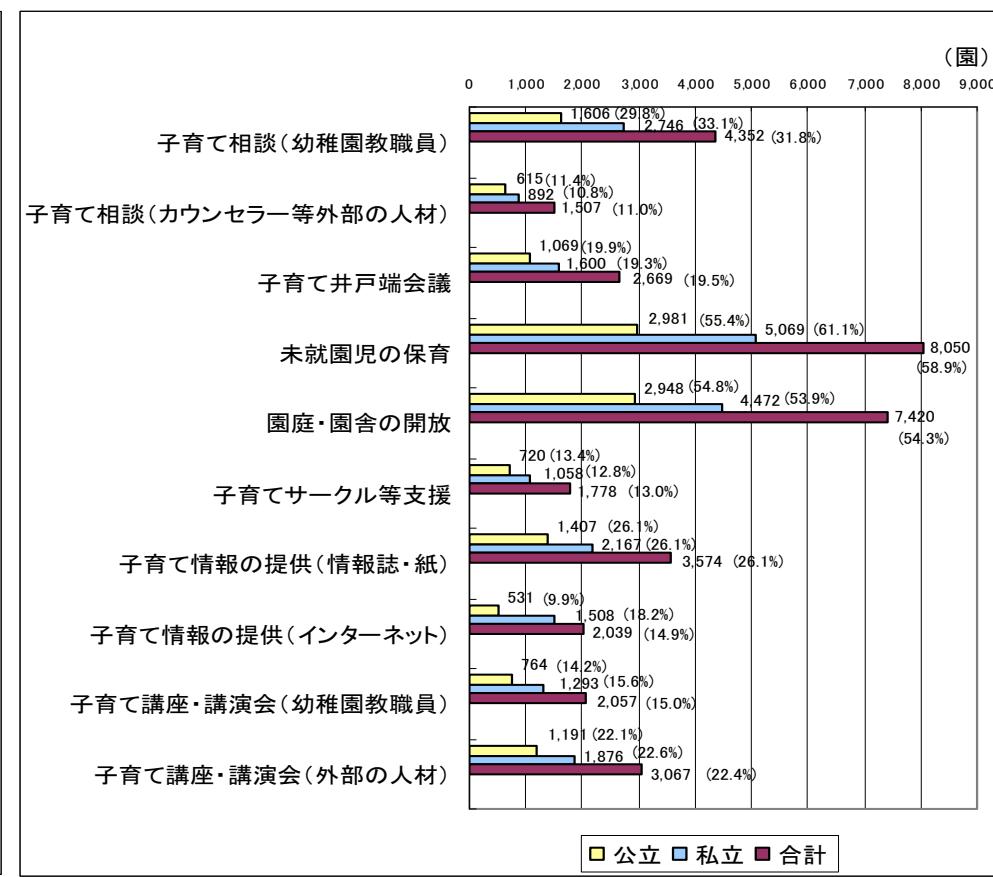
- 幼稚園における子育て支援事業を実施している幼稚園は全体の81.8%であった。

○子育て支援事業の実施率



○子育て支援事業の内容

(在園児・在園児以外の幼児・それらの保護者を対象)



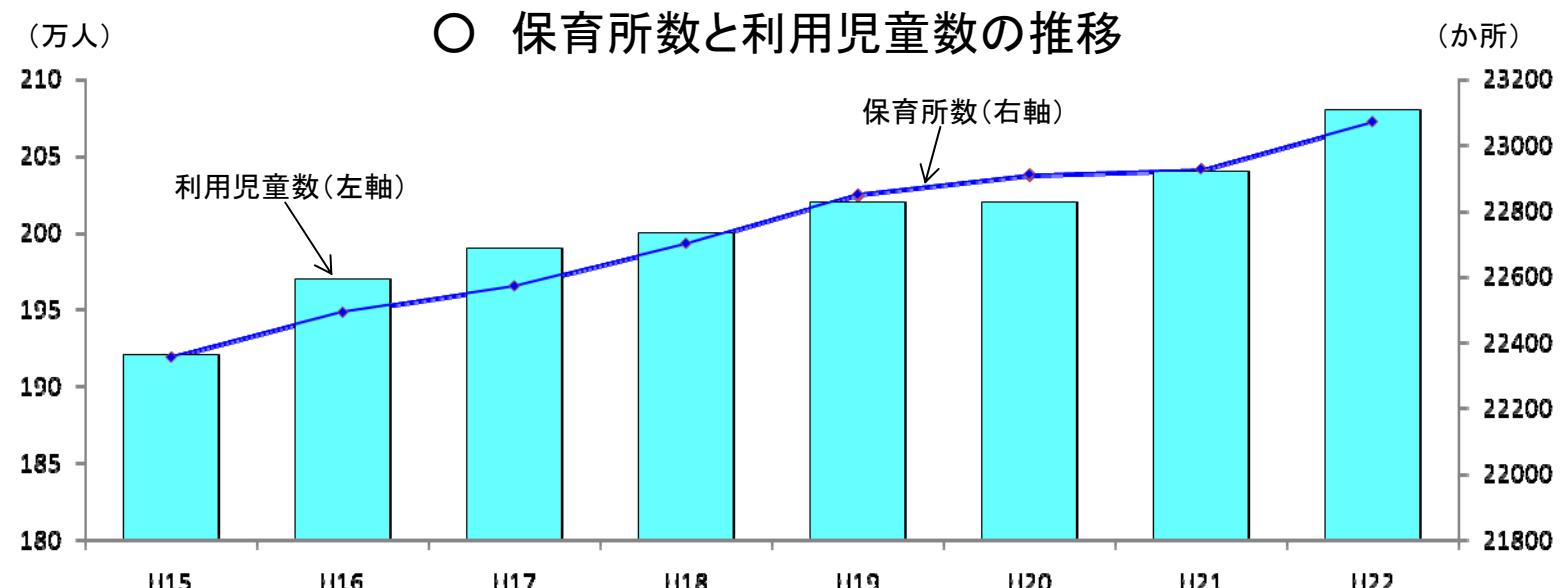
認可保育所数及び保育所利用児童数

		合計		公立		私立	
保育所数(所)		23,068	100%	10,766	46.7%	12,302	53.3%
利用児童数	総数(人)	2,080,114	100%	890,484	42.8%	1,189,630	57.2%
	0歳(人)	99,223	100%	30,868	31.1%	68,355	68.9%
	1・2歳(人)	642,862	100%	249,012	38.7%	393,850	61.3%
	3歳(人)	444,300	100%	199,812	45.0%	244,488	55.0%
	4歳以上(人)	893,729	100%	410,792	46.0%	482,937	54.0%
	保育士数(人)	360,598	100%	156,118	43.3%	204,480	56.7%

資料出所：保育所数、利用児童数は「福祉行政報告例」（平成22年4月1日現在）

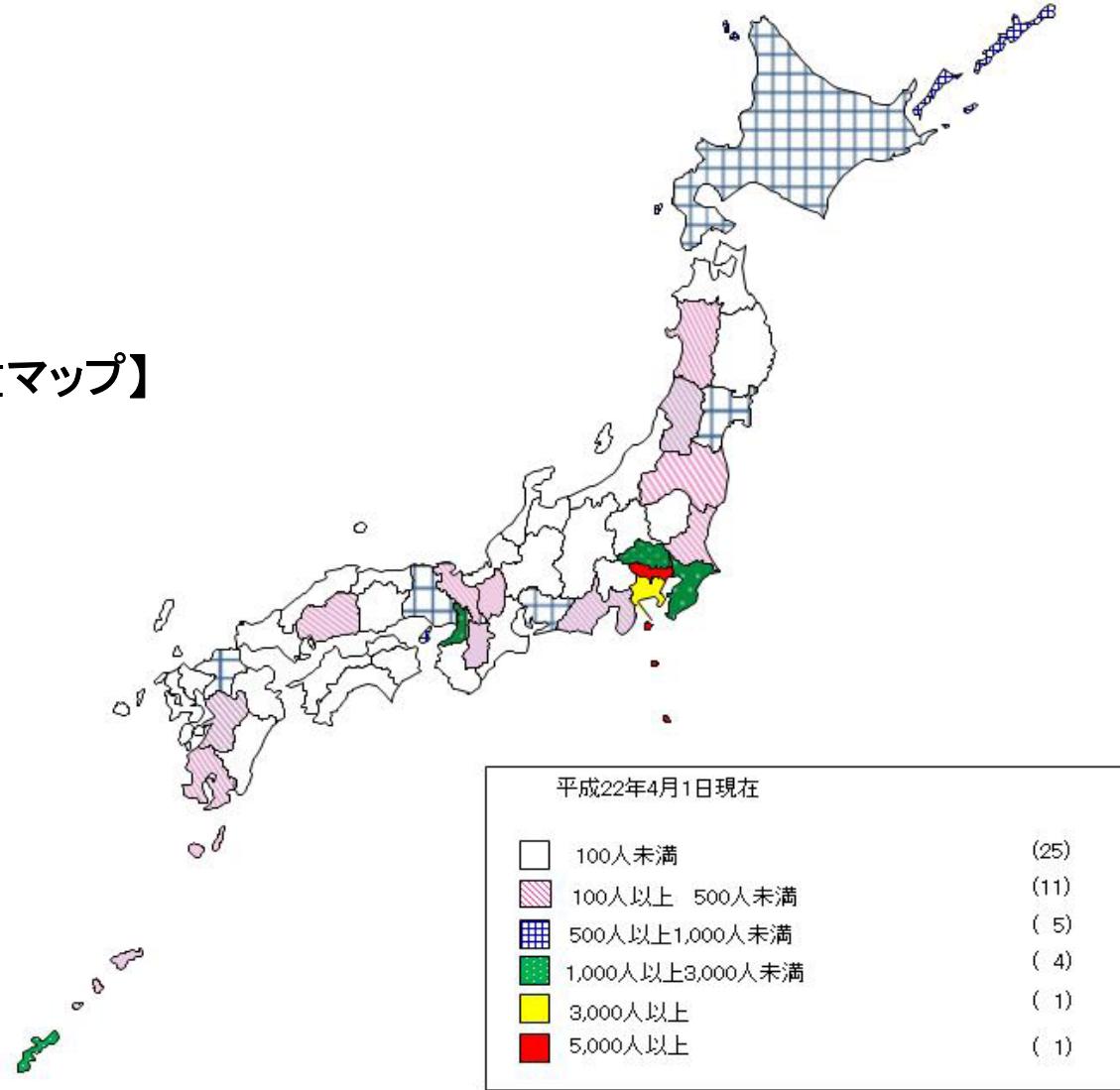
保育士数は「社会福祉施設等調査」による保育所における従事者数（平成20年10月1日現在）

(注) 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。



保育所待機児童の現状

【平成22年待機児童マップ】



都道府県	待機児童数
	人
北海道	936
青森県	5
岩手県	53
宮城县	948
秋田県	204
山形県	204
福島県	122
茨城県	216
栃木県	76
群馬県	58
埼玉県	1,310
千葉県	1,373
東京都	8,435
神奈川県	4,117
新潟県	0
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	16
静岡県	486
愛知県	744
三重県	36
滋賀県	350
京都府	380
大阪府	1,396
兵庫県	897
奈良県	198
和歌山县	19
鳥取県	0
島根県	41
岡山县	73
広島県	245
山口県	31
徳島県	35
香川県	0
愛媛県	37
高知県	24
福岡県	852
佐賀県	0
長崎県	38
熊本県	141
大分県	12
宮崎県	0
鹿児島県	387
沖縄県	1,680
計	26,275

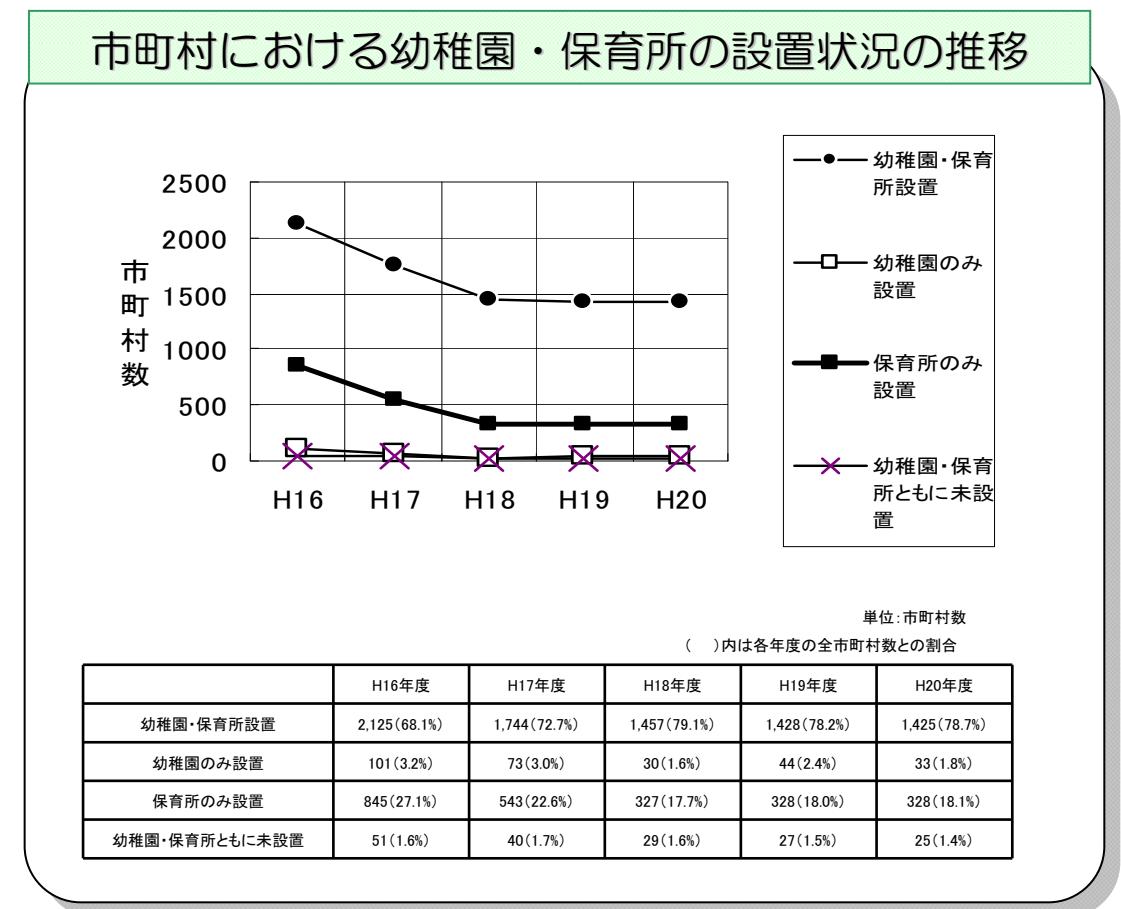
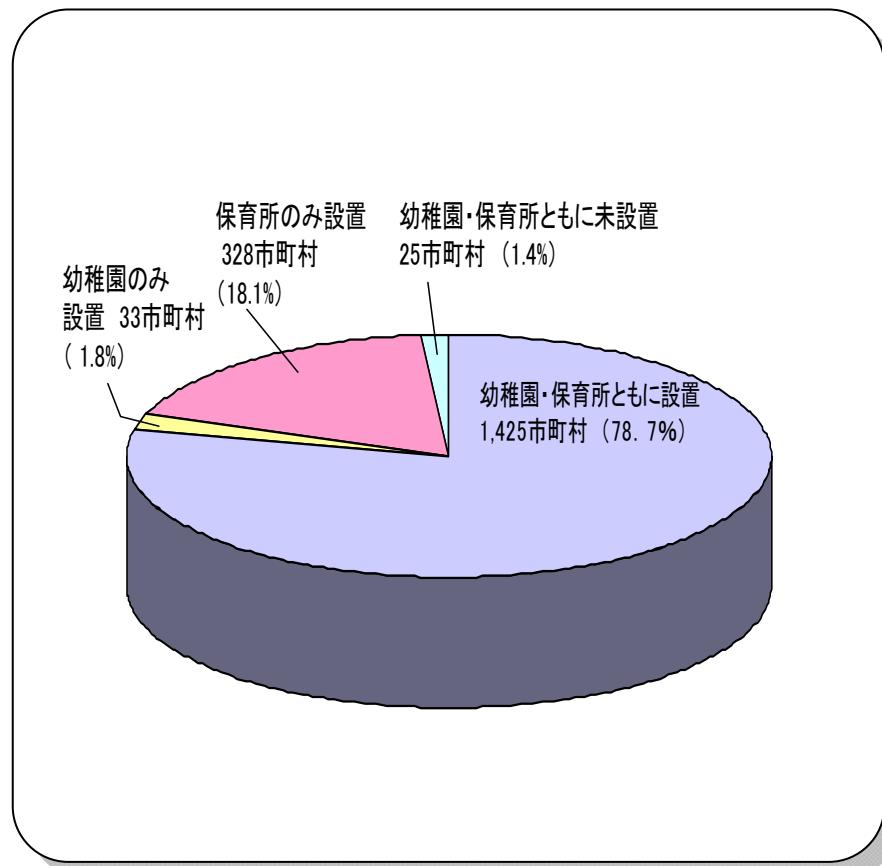
※ 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

市町村における公私立幼稚園及び保育所の設置状況

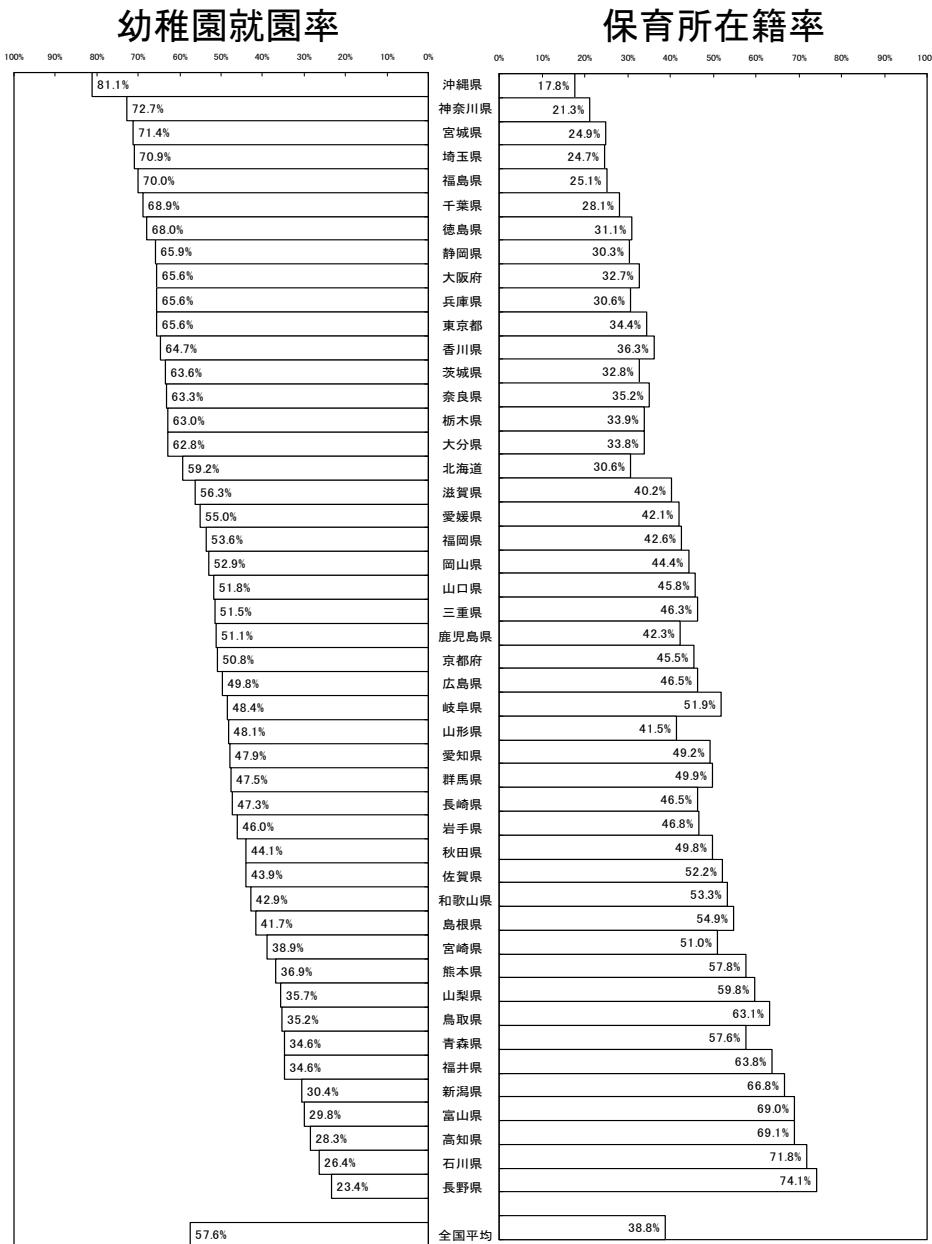
(平成20年5月1日現在)

- 幼稚園・保育所ともに設置している市町村が全体の78.7%であった。
- 幼稚園が設置されていない市町村は353あり、全体の19.5%であった。
- 幼稚園が設置されている市町村における公私の割合は、公立・私立ともに設置する市町村が38.3%と最も多く、私立のみ設置している市町村が34.8%と続いている。

(1) 市町村における幼稚園・保育所の設置状況



都道府県別幼児教育の普及状況（5歳児）

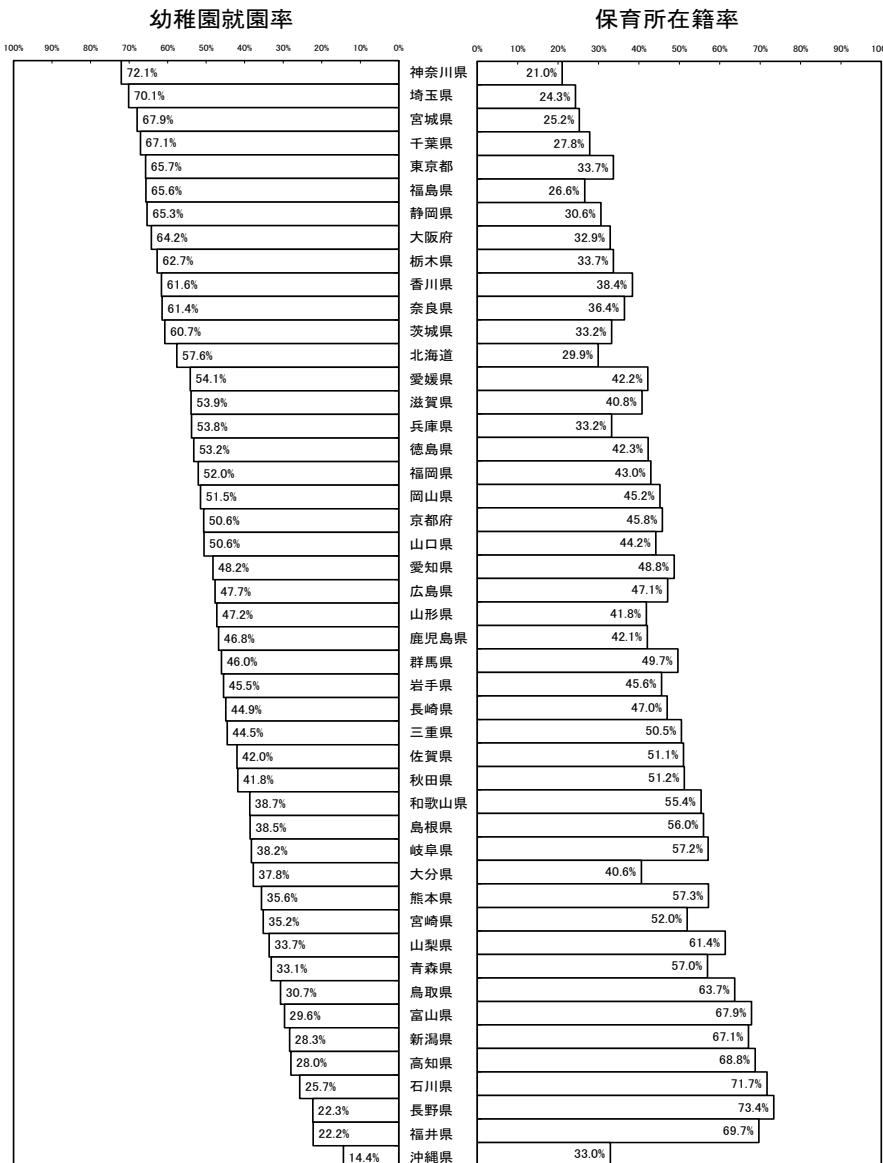


(注)保育所在籍率については、「平成17年社会福祉施設等調査」の5歳及び6歳の幼児を学齢に換算し、文部科学省で推計したものである。

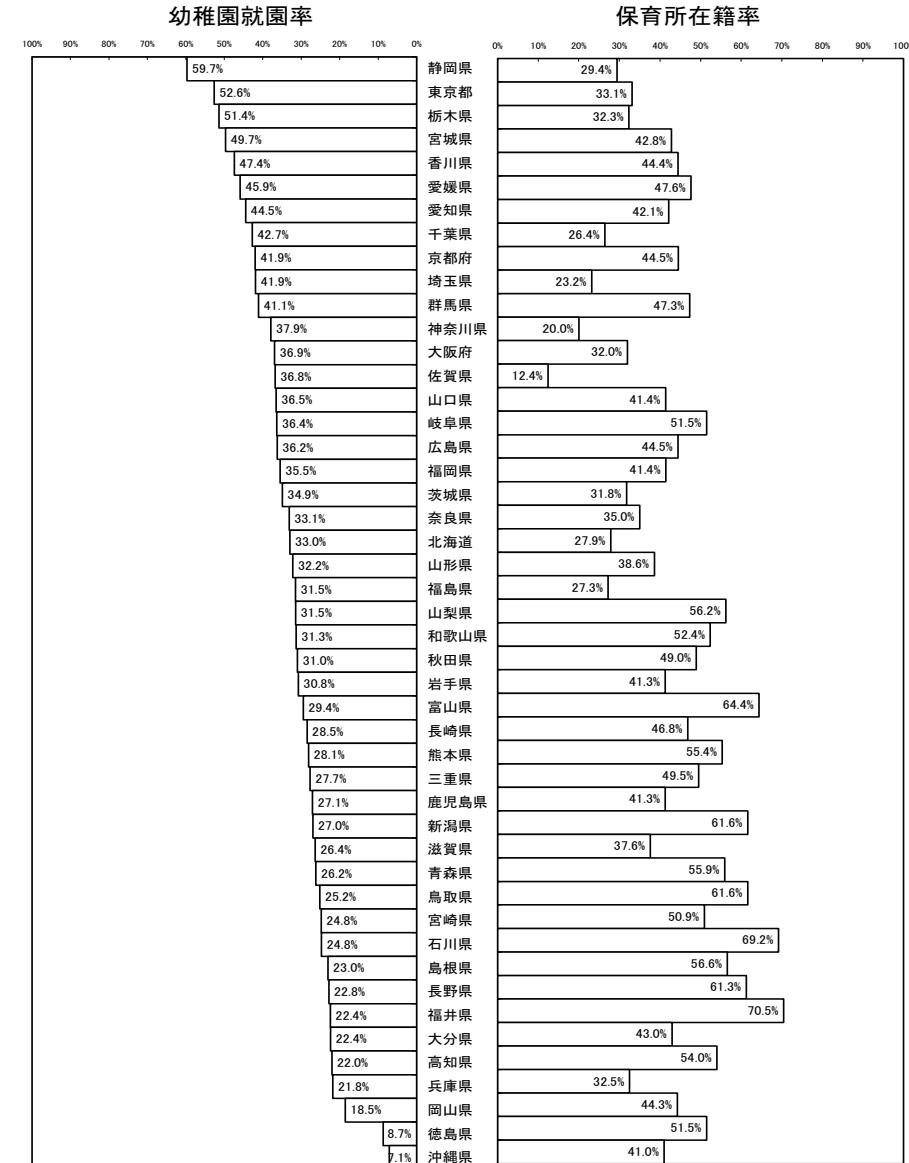
(資料)文部科学省「平成17年度学校基本調査報告書」、厚生労働省「平成17年社会福祉施設等調査」

都道府県別幼児教育の普及状況（3, 4歳児）

4歳児



3歳児



(注)保育所在籍率については、「平成17年社会福祉施設等調査」の5歳及び6歳の幼児を学齢に換算し、文部科学省で推計したものである。

(資料)文部科学省「平成17年度学校基本調査報告書」、厚生労働省「平成17年社会福祉施設等調査」

認定こども園制度

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定

- ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成22年4月1日現在))

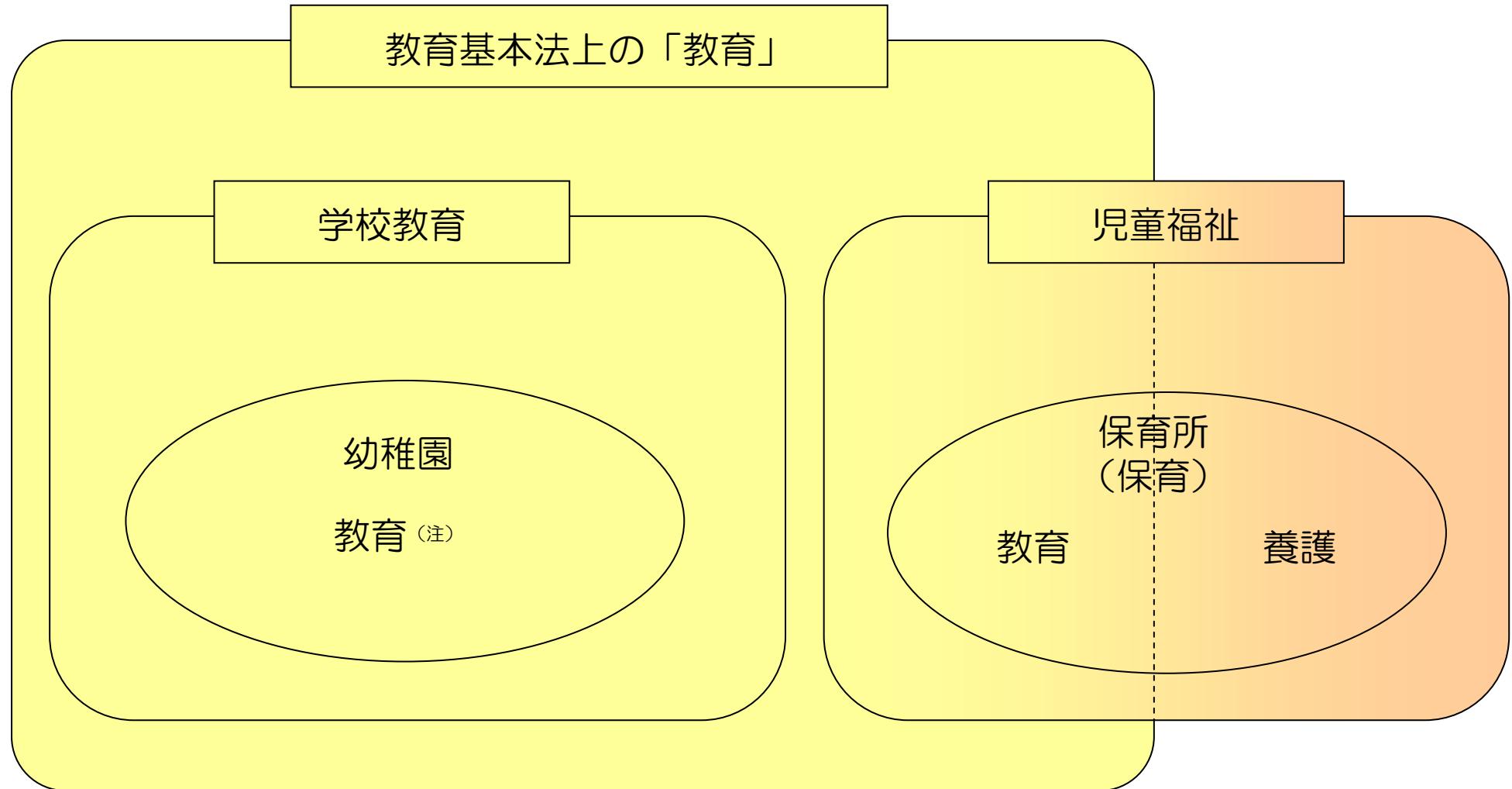
認定件数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
532	241	180	86	25

各都道府県の認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成22年4月1日現在))

都道府県	認定数	都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	32	石川県	7	岡山県	6
青森県	4	福井県	2	広島県	14
岩手県	11	山梨県	2	山口県	3
宮城県	2	長野県	8	徳島県	2
秋田県	20	岐阜県	3	香川県	1
山形県	7	静岡県	5	愛媛県	10
福島県	12	愛知県	9	高知県	10
茨城県	22	三重県	1	福岡県	14
栃木県	8	滋賀県	14	佐賀県	20
群馬県	21	京都府	0	長崎県	37
埼玉県	13	大阪府	13	熊本県	2
千葉県	15	兵庫県	31	大分県	7
東京都	51	奈良県	4	宮崎県	17
神奈川県	25	和歌山県	6	鹿児島県	24
新潟県	10	鳥取県	0	沖縄県	0
富山県	5	島根県	2	合 計	532

幼稚園・保育所における教育等の機能のイメージ



(注) 幼稚園教育を実践するに当たっては、幼児に対する一定の養護が必要である。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針

		幼稚園教育要領(告示・大綱化)	保育所保育指針(告示・大綱化)
基本的な考え方	計画的な環境の構成	計画的に環境を構成しなければならない。	計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。
	遊びを通した指導	遊びを通して指導の中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。	生活や遊びを通して総合的に保育すること。
	一人一人の発達の特性に応じた教育	幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。	一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
計画の作成	教育課程・保育課程の編成及び指導計画の作成	適切な教育課程を編成するものとする。 指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。	保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。
教育内容	教育のねらい	<p>「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成</p> <p>健 康: 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。</p> <p>人間関係: 他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人とかかわる力を養う。</p> <p>環 境: 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> <p>言 葉: 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> <p>表 現: 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p>	<p>「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成</p> <p>健 康: 健康な心と体を育て、自ら健康で安心な生活を作り出す力を養う。</p> <p>人間関係: 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。</p> <p>環 境: 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れて行こうとする力を養う。</p> <p>言 葉: 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> <p>表 現: 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p>

※ 「幼稚園教育要領」は教育内容に関するを中心として定めている一方、「保育所保育指針」は保育内容に加えこれに関連する運営(保育所における自己評価等)について定めている。なお、幼稚園における学校評価等は学校教育法施行規則等に規定されている。

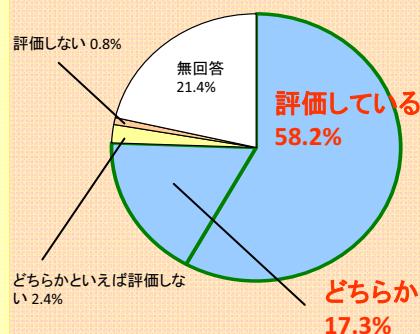
※ 「幼稚園教育要領」では養護について明記していないが、幼稚園教育を実践するに当たっては幼児に対する一定の養護が必要となる。一方、「保育所保育指針」では養護と教育の両面から示している。

地域のニーズと幼保一体化について

- 現行制度下で幼稚園と保育所の双方の機能を持つ施設として認定されている認定こども園については、認定こども園を利用している保護者の8割近く、認定を受けた施設の9割以上が、制度を評価しており、また、保護者の9割近くが制度を推進していくべきと回答している。
- 認定こども園が評価されている理由として、
①保育時間が柔軟に選べる
②就労の有無にかかわらず施設を利用できる
③教育活動が充実している
などがあげられており、幼保一体化施設は地域の保護者のニーズを満たすものとなっていると評価できる。

認定こども園制度への評価

【認定こども園と なったことへの評価】

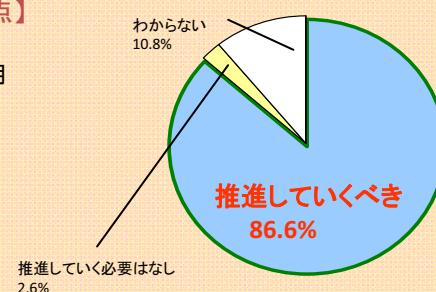


保 護 者

【参考: 認定こども園を評価している点】

- ①保育時間が柔軟に選べる (46.5%)
- ②就労の有無にかかわらない施設利用 (45.7%)
- ③教育活動の充実 (30.9%)
- ④異年齢交流 (27.3%)
- ⑤子育て支援活動の充実 (24.6%)
- ⑥給食の提供 (14.4%)
- ⑦その他 (5.6%)

【今後の認定こども園制度の あり方について】



施 設

【認定こども園となった感想】

